

熊本県公報

第 1 1 4 4 8 号
平成 18 年 8 月 25 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 海岸法第 3 条の規定に基づく海岸保全区域の指定の一部改正……………(港湾課) 1
- 生活保護法による医療機関等の指定……………(社会福祉課) 3
- 生活保護法による医療機関等の廃止……………(") 3
- 生活保護法による医療機関等の休止……………(") 4
- 生活保護法による医療機関等の変更……………(") 4
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 4
- 道路の供用開始……………(") 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 5
- 指定居宅サービス事業所の指定 (福祉用具貸与、特定福祉用具販売)
……………(高齢者支援総室) 5
- " (介護予防福祉用具貸与、特定介護予
防福祉用具販売)……………(") 6
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 6
- 特定計量器定期検査の実施……………(商工政策課) 6
- 公 告
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分……………(監理課) 7
- 平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務委託に係る一般競
争入札の実施……………(統計調査課) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 10
- 登 載 依 頼
- 有明海自動車航送船組合にかかる平成 18 年度定期監査に関する報告
……………(有明海自動車航送船組合監査委員) 11
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に
係る落札者の決定……………(教育政策課) 18
- 熊本県警察情報管理システム用端末装置の借入に係る一般競争入札
参加資格等……………(警察本部情報管理課) 18
- 熊本県警察情報管理システム用端末装置の借入に係る一般競争入札
の実施……………(") 19
- 熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の開催……………(障害者支援総室) 21
- 第 4 回熊本県福祉有償運送運営協議会の開催(健康福祉政策課福祉のまちづくり室) 21
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部変更……………(選挙管理委員会) 21
- " ………………(") 24
- 天草地域保健医療推進協議会の開催……………(医療政策総室) 26
- 正 誤
- 平成 18 年 7 月 31 日熊本県告示第 790 号 (道路の供用開始) 中……………(道路保全課) 26

告 示

熊本県告示第 870 号

昭和 33 年 5 月 30 日付け熊本県告示第 334 号 (海岸法第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域の指定) の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「 1 熊本県農政部農村整備課
1 熊本県林務水産部漁港課」を「 1 熊本県農林水産部農村整備課及び漁港漁場整

備課」に改める。
運輸省所管の表中「運輸省所管」を「国土交通省港湾局所管」に改め、同表有明海沿岸の部荒尾港の項中

大島	<p>次の各点を順次結んだ線及び点 A 号及び点 W 号を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>点 A 号 三池港灯台（北緯 32 度 59 分 51 秒、東経 130 度 25 分 45 秒）から 225 度 00 分 1,165 メートルの点</p> <p>点 B 号 点 A 号から 87 度 24 分 77.4 メートルの点</p> <p>点 C 号 点 B 号から 68 度 42 分 536.4 メートルの点</p> <p>点 D 号 点 C 号から 64 度 38 分 290.3 メートルの点</p> <p>点 E 号 点 D 号から 171 度 57 分 65.3 メートルの点</p> <p>点 F 号 点 E 号から 75 度 1 分 214.4 メートルの点</p> <p>点 G 号 点 F 号から 167 度 22 分 117.7 メートルの点</p> <p>点 H 号 点 G 号から 249 度 52 分 372.3 メートルの点</p> <p>点 I 号 点 H 号から 169 度 48 分 750.5 メートルの点</p> <p>点 J 号 点 I 号から 87 度 54 分 99.1 メートルの点</p> <p>点 K 号 点 J 号から 87 度 54 分 99.1 メートルの点</p> <p>点 L 号 点 K 号から 145 度 30 分 58.1 メートルの点</p> <p>点 M 号 点 L 号から 88 度 6 分 7.1 メートルの点</p> <p>点 N 号 点 M 号から 40 度 23 分 8.8 メートルの点</p> <p>点 O 号 点 N 号から 130 度 23 分 10.3 メートルの点</p> <p>点 P 号 点 O 号から 218 度 44 分 9.2 メートルの点</p> <p>点 Q 号 点 P 号から 268 度 6 分 313.1 メートルの点</p> <p>点 R 号 点 Q 号から 316 度 37 分 42.8 メートルの点</p> <p>点 S 号 点 R 号から 349 度 48 分 755.8 メートルの点</p> <p>点 T 号 点 S 号から 357 度 45 分 32.7 メートルの点</p> <p>点 U 号 点 T 号から 332 度 46 分 62.1 メートルの点</p> <p>点 V 号 点 U 号から 248 度 42 分 549.8 メートルの点</p> <p>点 W 号 点 V 号から 267 度 24 分 88.4 メートルの点</p>
----	---

を

大島	<p>次の各点を順次結んだ線及び点 A 号及び点 Y 号を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>点 A 号 三池港灯台（北緯 32 度 59 分 51 秒、東経 130 度 25 分 45 秒）から 225 度 00 分 1,165 メートルの点</p> <p>点 B 号 点 A 号から 87 度 23 分 77.4 メートルの点</p> <p>点 C 号 点 B 号から 68 度 42 分 536.4 メートルの点</p> <p>点 D 号 点 C 号から 64 度 38 分 290.4 メートルの点</p> <p>点 E 号 点 D 号から 171 度 57 分 65.3 メートルの点</p> <p>点 F 号 点 E 号から 75 度 1 分 214.4 メートルの点</p> <p>点 G 号 点 F 号から 180 度 20 分 52.1 メートルの点</p> <p>点 H 号 点 G 号から 157 度 28 分 17.9 メートルの点</p> <p>点 I 号 点 H 号から 157 度 28 分 50.0 メートルの点</p> <p>点 J 号 点 I 号から 249 度 52 分 372.3 メートルの点</p> <p>点 K 号 点 J 号から 169 度 48 分 750.5 メートルの点</p> <p>点 L 号 点 K 号から 87 度 54 分 198.2 メートルの点</p> <p>点 M 号 点 L 号から 145 度 30 分 58.1 メートルの点</p> <p>点 N 号 点 M 号から 88 度 6 分 7.1 メートルの点</p> <p>点 O 号 点 N 号から 40 度 23 分 8.8 メートルの点</p> <p>点 P 号 点 O 号から 130 度 23 分 9.7 メートルの点</p>
----	--

に

点 Q 号	点 P 号から 218 度 44 分	9.2 メートルの点
点 R 号	点 Q 号から 268 度 6 分	313.1 メートルの点
点 S 号	点 R 号から 316 度 37 分	42.8 メートルの点
点 T 号	点 S 号から 349 度 48 分	755.8 メートルの点
点 U 号	点 T 号から 357 度 45 分	32.7 メートルの点
点 V 号	点 U 号から 332 度 46 分	62.1 メートルの点
点 W 号	点 V 号から 248 度 42 分	549.8 メートルの点
点 X 号	点 W 号から 267 度 23 分	88.4 メートルの点
点 Y 号	点 X 号から 357 度 45 分	49.1 メートルの点
点イ号	三池港灯台四ツ山 4 等三角点（北緯 32 度 59 分 36 秒、東経 130 度 25 分 5 秒）から 152 度 14 分 455.4 メートルの点	
点ロ号	点イ号から 338 度 22 分	640.7 メートルの点
点ハ号	点ロ号から 72 度 37 分	50.1 メートルの点
点ニ号	点ハ号から 72 度 37 分	9.2 メートルの点
点ホ号	点ニ号から 158 度 21 分	40.4 メートルの点
点ヘ号	点ホ号から 158 度 22 分	345.8 メートルの点
点ト号	点ヘ号から 158 度 21 分	249.9 メートルの点
点チ号	点ト号から 248 度 21 分	9.2 メートルの点

改める。

建設省所管の表中「建設省所管」を「国土交通省河川局所管」に改める。

熊本県告示第 871 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6090059	医療法人西山医院	医療法人西山医院	菊池市隈府字町 115-4	平成 18 年 6 月 1 日
6100056	吉野整形外科	医療法人社団吉野会	宇土市高柳町 206-6	平成 18 年 6 月 1 日
6460028	くさむら眼科	来栖 るり子	阿蘇郡高森町高森 1589-5	平成 18 年 6 月 1 日
6030115	さかた耳鼻咽喉科クリニック	医療法人志崇会	荒尾市緑ヶ丘 2-4-1	平成 18 年 6 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6484008	小国歯科医院	医療法人久雅	阿蘇郡小国町宮原 1853-2	平成 18 年 6 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0000992	あざりあ薬局	株式会社すずらん薬局	菊池郡大津町室 212-2	平成 18 年 7 月 1 日
0000993	ぐんちく調剤薬局	有限会社わかくさ薬局	八代市郡築一番町 208-2	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 872 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6100053	吉野整形外科	吉野 和孝	宇土市高柳町 206-6	平成 18 年 6 月 1 日
6090014	西山医院	西山 安浩	菊池市隈府 115-4	平成 18 年 6 月 1 日
6010175	尾上小児科医院	医療法人社団あすなる会	八代市松江町 264-1	平成 18 年 5 月 31 日
6520014	くさむら眼科	外山 千都	阿蘇郡高森町大字高森 1589-5	平成 18 年 5 月 28 日
6030101	さかた耳鼻咽喉科クリニック	坂田 一成	荒尾市緑ヶ丘 2-4-1	平成 18 年 6 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6624007	村の歯いしゃ	川村 一浩	上益城郡山都町大平 185	平成 18 年 6 月 7 日
6484007	小国歯科診療所	村山 雅人	阿蘇郡小国町宮原 1853-2	平成 18 年 5 月 31 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0000902	あざりあ薬局	有限会社エンゼル薬局	菊池郡大津町室字門出 212-2	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 873 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から休止の届出があった。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	休止年月日
田尻医院	田尻 恭一	荒尾市大島町 3-8-20	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 874 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
佐藤クリニック	佐藤 宏	名 称		平成 18 年 6 月 6 日
		佐藤神経内科クリニック	佐藤クリニック	

〔薬局〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
あおい薬局安永店	有限会社あおいファーマ	名 称		平成 18 年 6 月 1 日
		安永薬局	あおい薬局安永店	

熊本県告示第 875 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	熊本空港 線	熊本市保田窪本町 同 所	前	8.5 ～ 11.5	12.0	
			後	8.5 ～ 11.5		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 8 月 25 日

熊本県告示第 876 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本空港線	熊本市保田窪本町 同 所	12.0	
		235 番 1 地先から 235 番 8 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 25 日

熊本県告示第 877 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市・下益城郡美里町・阿蘇郡南小国町・小国町・西原村・上益城郡御船町・山都町（以上 1 市 6 町村国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

天草市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県関係地域振興局並びに天草市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 878 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ケアーズホワシ	株式会社ケアーズホワシ	平成 18 年 8 月 17 日

荒尾市増永 2867 番地 4

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ケアーズホワシ 荒尾市増永 2867 番地 4	株式会社ケアーズホワシ	平成 18 年 8 月 17 日

熊本県告示第 879 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ケアーズホワシ 荒尾市増永 2867 番地 4	株式会社ケアーズホワシ	平成 18 年 8 月 17 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ケアーズホワシ 荒尾市増永 2867 番地 4	株式会社ケアーズホワシ	平成 18 年 8 月 17 日

熊本県告示第 880 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センターいつものところ 下益城郡城南町隈庄 648 番地	社会福祉法人福寿会	平成 18 年 8 月 17 日

熊本県告示第 881 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、人吉市、球磨郡における特定計量器検定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
球磨村	平成 18 年 9 月 25 日	午前 10 時半から午後 3 時まで	JA くま 栗選果場	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
球磨村	平成 18 年 9 月 26 日	午前 10 時から午前 11 時半まで	神瀬地区多目的集会所	
球磨村	平成 18 年 9 月 26 日	午後 1 時から午後 3 時まで	ふるさと振興センター	
山江村	平成 18 年 9 月 27 日	午前 10 時から午後 4 時まで	山江村役場	
相良村	平成 18 年 9 月 28 日	午前 9 時半から午後 4 時まで	相良村畜産センター	
相良村	平成 18 年 9 月 29 日	午前 10 時から正午まで	JA くま 四浦店	
錦町	平成 18 年	午前 10 時半から正午まで	JA くま 錦支所	

	10 月 2 日		木上店
錦町	平成 18 年 10 月 2 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	JA くま 錦支所 西店
錦町	平成 18 年 10 月 3 日	午前 9 時から午後 4 時まで	錦町青年会館
水上村	平成 18 年 10 月 4 日	午前 10 時から午後 4 時まで	水上村役場
湯前町	平成 18 年 10 月 5 日	午前 9 時から午後 4 時まで	湯前町役場
五木村	平成 18 年 10 月 6 日	午前 10 時から正午まで	五木村役場
五木村	平成 18 年 10 月 6 日	午後 1 時半から午後 2 時半まで	宮園老人いこいの家
あさぎり町	平成 18 年 10 月 10 日	午前 10 時半から午後 4 時まで	あさぎり町深田支所
あさぎり町	平成 18 年 10 月 11 日	午前 9 時から午後 4 時まで	あさぎり町上支所
あさぎり町	平成 18 年 10 月 12 日	午前 9 時から午後 4 時まで	あさぎり町上支所
あさぎり町	平成 18 年 10 月 13 日	午前 9 時から午後 3 時まで	あさぎり町役場 本庁舎
多良木町	平成 18 年 10 月 16 日	午前 10 時から正午まで	JA くま 黒肥地店
多良木町	平成 18 年 10 月 16 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	久米公民館
多良木町	平成 18 年 10 月 17 日	午前 9 時から午後 4 時まで	多良木町畜産センター
人吉市	平成 18 年 10 月 18 日	午前 9 時から午後 4 時まで	東西コミュニティーセンター
人吉市	平成 18 年 10 月 19 日	午前 9 時から午後 4 時まで	人吉球磨能力開発センター
人吉市	平成 18 年 10 月 20 日	午前 9 時から午後 3 時まで	人吉市勤労青少年ホーム
人吉市	平成 18 年 10 月 23 日	午前 10 時から午後 3 時まで	人吉市勤労青少年ホーム

2 所在場所検査

実施 期 日	実 施 場 所
平成 18 年 10 月 2 日から 平成 18 年 10 月 31 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにおいて、その計量器の所在場所

公 告

熊本県公告第 647 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 8 月 16 日

- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
木下工業
八代市千丁町太牟田 2471-1
代表者 木下 一彦
熊本県知事許可（般-14）第 04196 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 18 年 7 月 5 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。
- 5 教示
この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。）。
- 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となる。）、処分の取消の訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

熊本県公告第 648 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称
平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務委託
- (2) 委託業務の内容
「平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務委託契約に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）及び「平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 26 日（月）まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用すること。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務」に登録された者であること。
- (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び仕様書に定める業務を遅滞なく遂行できる者であること。
- (4) 調査票等の入力業務と電算処理業務を一括して行える者であること。
- (5) トラブルに対応するため中央指導体制を有する全国ネットワークに加盟している者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (8) 5 の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指

- 名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年8月25日（金）から平成18年9月12日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部統計調査課労働事業所班（県庁行政棟本館6階）
郵便番号 862-8570
住所 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2179（直通）
- 5 入札手続き等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年8月25日（金）から平成18年9月12日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成18年9月20日（水）午前10時から午前12時まで
イ 場所 熊本県庁本館7階701共用会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年9月25日（月）午前10時から
イ 場所 熊本県庁本館7階701共用会議室
- (5) 入札書の提出方法
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札

- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者から契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 649 号

山鹿市菊鹿町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 18 年 8 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	栗 原 辰 也	山鹿市菊鹿町山内 233 番地
"	田 中 正 信	山鹿市菊鹿町下永野 1189 番地
"	有 働 國 廣	山鹿市菊鹿町太田 471 番地
"	高 田 信	山鹿市菊鹿町松尾 716 番地
"	平 井 昇	山鹿市菊鹿町池永 161 番地
"	平 井 強 誠	山鹿市菊鹿町木野 3388 番地
"	富 田 高 士	山鹿市菊鹿町上内田 950 番地
"	石 川 政 雄	山鹿市菊鹿町長 954 番地
監事	佐 藤 公 俊	山鹿市菊鹿町宮原 329 番地
"	古 家 友 則	山鹿市菊鹿町上内田 1774 番地
就任		
理事	古 閑 恭 一	山鹿市菊鹿町五郎丸 624 番地
"	岡 東 洋 夫	山鹿市菊鹿町上永野 883 番地
"	高 木 正 二	山鹿市菊鹿町米原 484 番地
"	中 原 尉 八	山鹿市菊鹿町池永 442 番地
"	田 中 公 廣	山鹿市菊鹿町木野 3163 番地
"	古 家 博 幸	山鹿市菊鹿町矢谷 91 番地
"	坂 口 隆 一	山鹿市菊鹿町上内田 235 番地
"	栗 原 鐵 哉	山鹿市菊鹿町山内 2626 番地
監事	東 修 身	山鹿市菊鹿町太田 304 番地
"	牛 崎 純 也	山鹿市菊鹿町矢谷 1001 番地

登 載 依 頼

有明海自動車航送船組合監査委員会公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 17 年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 8 月 16 日

有明海自動車航送船組合
監査委員 松 下 清
同 高 宗 秀 曉

定 期 監 査 結 果

1 監査の概要

(1) 監査対象

平成17年度の有明海自動車航送船事業会計

(2) 監査実施日

予備監査：平成18年6月1日（木）～2日（金）

委員監査：平成18年7月4日（火）

(3) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 高宗 秀暁

なお、監査委員 松下清は、地方自治法199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、今回の監査を行っていない。

(4) 監査の結果

当組合の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、次のとおり留意すべき事項があったものの、概ね、適正に行われ、計数についても関係諸帳簿、証憑書類と照合点検の結果、正確であることを確認した。

当事業を取り巻く環境は依然として厳しく、長期の航送実績の減少が続く中で、平成17年度は、18年3月期での前売り回数券の、前年度対比で約2.02倍の大幅な伸びに支えられて、航送車両、旅客数ともに増加し、営業収益も前年対比で1.9%、額にして21,659,654円増加した。

しかし収支では、平成14年度から実施した経営改善計画に基づく人件費の削減を確実に達成したものの、重油単価上昇による燃料費の急激な高騰で、営業費用が前年度より約2,700万円増加したため、結果として、営業利益は、前年度より減少した。

この他、営業外収入、土地の売却による特別利益があり、これらを併せた当年度の純利益は、12,309,366円となっている。

今後も航送実績の長期的な減少傾向が懸念される状況であり、引き続いての経費削減に努力する必要があるが、平成18年度から6年間で32名の定年退職者がおり、運航体制の再構築も重要な課題である。

なお、財務会計事務の執行について、軽易な是正すべき事項については、その都度改善を指導した。

2 事業の実施概要

平成17年度の車両等の航送実績及び料金収入は次のとおりであり、これを前年度と比較すると別表1のとおりである。

(1) 当年度の車両航送台数は447,366台で、その収入は970,208,873円であり、これを前年度と比較すると、台数で8,290台(1.9%)、収入で18,194,778円(1.9%)それぞれ増加している。

(2) 当年度の車両同乗旅客数は579,705人で、その料金収入は174,703,637円であり、これを前年度と比較すると、旅客数で2,077人(0.4%)増加し、料金収入で1,288,372円(0.7%)減少している。

(3) 当年度の一般旅客数は92,728人で、その料金収入は30,751,410円であり、これを前年度と比較すると、旅客数で6,172人(7.1%)、料金収入で2,026,724円(7.1%)それぞれ増加している。

3 収益的収支の概要

平成17年度の収益的収支は次のとおりであり、これを前年度と比較すると別表2のとおりである。

(1) 総収益は1,207,075,908円、総費用は1,194,766,542円であり、差し引き12,309,366円の純利益となっている。

これを前年度と比較すると、総収益は27,144,956円(2.3%)、総費用は24,670,281円(2.1%)それぞれ増加し、前年度に引き続き黒字決算を維持している。

4 資本的収支の概要

平成17年度の資本的収入額は、固定資産売却による39,924円である。

資本的支出額は70,786,157円(建設改良費4,704,000円、企業債償還金66,082,157円)である。

なお、資本的支出額に不足する額70,746,233円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額224,000円、及び過年度分損益勘定留保資金70,522,233円で補てんされている。

5 財政状況の概況

平成17年度末の資産・負債及び資本の状態は次のとおりであり、これを前年度と比較すると別表3のとおりである。

(1) 資産総額は、2,311,295,502円で、前年度に比べて131,040,518円(5.4%)の減少となっている。

減少の主なものは、船舶70,228,022円(18.2%)、建物14,649,501円(2.5%)現金・預金42,597,526円(6.1%)である。

(2) 負債総額は、198,517,035円で、前年度に比べて77,297,727円(28.0%)の減少と

なっている。

減少の主なものは、退職給与引当金93,669,810円（65.5%）である。

(3) 資本総額は、2,112,778,467円で、前年度に比べて53,772,791円（2.5%）の減少となっている。

減少の主なものは、借入資本金66,082,157円（27.3%）である。

6 資金収支の概要

平成17年度の資金収支の状況は、受入資金2,657,969,779円（前年度繰越金1,363,414,161円、当年度収入金1,294,555,618円）、支払資金1,336,862,144円で、差し引き1,321,107,635円が翌年度へ繰り越されている。

その内訳は	現 金	9,158,980円
	普通預金	182,007,655円
	定期預金	470,000,000円
	有価証券	659,941,000円

となっており、預金等についてはそれぞれ出納取扱機関等の残高証明等と符合し、正確であることを確認した。

別表1 航空送実績比較表

【航空台数・人員・料金】

区 分	平 成 1 7 年 度		平 成 1 6 年 度			
	数量	A 料 金 B	対 前 年 度 比 較			
			数 量			
			E / C	F / D		
数量	A 料 金	E = A - C	F = B - D	数量	C 料 金 D	
大型バス	4,227台	24,016,600円	△ 43台	△ 1.0%	4,270台	24,759,040円
小型バス	2,429	6,915,372	△ 201	△ 7.6	2,630	7,412,370
小計	6,656	30,931,972	△ 244	△ 3.5	6,900	32,171,410
乗用車	355,783	695,807,218	843	0.2	354,940	695,473,209
大型トラック	41,148	171,252,875	4,210	11.4	36,938	154,470,866
小型トラック	28,635	60,066,286	2,614	10.0	26,021	58,521,058
小計	69,783	231,319,161	6,824	10.8	62,959	212,991,924
単車	15,144	12,150,522	867	6.1	14,277	11,377,552
車両計	447,366台	970,208,873	8,290台	1.9	439,076台	952,014,095
車両同乗旅客	579,705人	174,703,637	2,077人	0.4	577,628人	175,992,009
合計	-	1,144,912,510	-	-	-	1,128,006,104
一般旅客	92,728人	30,751,410	6,172人	7.1	86,556人	28,724,686
総計	-	1,175,663,920	-	-	-	1,156,730,790

(注) 金額は、仮受消費税及び地方消費税を除いた額である。

別表 2 比較損益計算書

科目	年度	平成 17 年度		平成 16 年度	対 前 年 度		比 較
		A	B		D=A-B	D/B	
営業収益		1,191,462,127 円	1,169,802,473 円		21,659,654 円		1.9 %
運航収入		1,175,663,920	1,156,730,790		18,933,130		1.6
運航雑収入		15,798,207	13,071,683		2,726,524		20.9
営業費用		1,186,086,077	1,159,069,870		27,016,207		2.3
一般管理費		4,332,249	4,451,391		△ 119,142		△ 2.7
運航経費		773,051,517	705,025,897		68,025,620		9.6
運航管理費		408,702,311	449,592,582		△ 40,890,271		△ 9.1
(営業損益)		(5,376,050)	(10,732,603)		(△ 5,356,553)		(△ 49.9)
営業外収益		14,125,205	10,128,479		3,996,726		39.5
受取利息		3,987,885	3,254,124		733,761		22.5
雑収入		10,137,320	6,874,355		3,262,965		47.5
営業外費用		8,680,465	11,026,391		△ 2,345,926		△ 21.3
支払利息		8,240,321	10,587,862		△ 2,347,541		△ 22.2
雑支出		440,144	438,529		1,615		0.4
(営業外損益)		(5,444,740)	(△ 897,912)		(6,342,652)		
(経常損益)		(10,820,790)	(9,834,691)		(986,099)		(10.0)
特別損失		1,488,576	0		1,488,576		
当年度純損益		12,309,366	9,834,691		2,474,675		25.2
総収益		1,207,075,908	1,179,930,952		27,144,956		2.3
総費用		1,194,766,542	1,170,096,261		24,670,281		2.1

2 金額は、仮受・仮払消費税及び地方消費税を除いた額である。

別表3 比較貸借対照表

科 目	平成17年度末在高		平成16年度末在高		対 前 年 度 比 較	
	A		B		C = A - B	A / B
固 定 資 産	973,642,955	円	1,064,980,699	円	△ 91,337,744 円	91.4 %
有 形 固 定 資 産	962,685,355		1,054,023,099		△ 91,337,744	91.3
船 舶	315,537,774		385,765,796		△ 70,228,022	81.8
建 物	572,410,067		587,059,568		△ 14,649,501	97.5
そ の 他	74,737,514		81,197,735		△ 6,460,221	92.0
無 形 固 定 資 産	757,600		757,600		0	100.0
投 資	10,200,000		10,200,000		0	100.0
流 動 資 産	1,337,652,547		1,377,385,321		△ 39,732,774	97.1
現 金 預 金	661,166,635		703,764,161		△ 42,597,526	93.9
未 収 金	12,483,886		12,771,160		△ 287,274	97.8
そ の 他 流 動 資 産	4,061,026		1,200,000		2,861,026	338.4
有 価 証 券	659,941,000		659,650,000		291,000	100.0
資 産 合 計	2,311,295,502		2,442,366,020		△ 131,070,518	94.6
固 定 負 債	66,384,533		156,377,343		△ 89,992,810	42.5
退 職 給 与 引 当 金	49,372,690		143,042,500		△ 93,669,810	34.5
修 繕 準 備 引 当 金	17,011,843		13,334,843		3,677,000	127.6
流 動 負 債	132,132,502		119,437,419		12,695,083	110.6
未 払 金	127,768,004		111,679,794		16,088,210	114.4
預 り 金	3,864,498		6,557,625		△ 2,693,127	58.9
そ の 他 流 動 負 債	500,000		1,200,000		△ 700,000	41.7
負 債 合 計	198,517,035		275,814,762		△ 77,297,727	72.0
資 本 金	1,977,201,193		2,043,283,350		△ 66,082,157	96.8
自 己 資 本 金	1,801,150,000		1,801,150,000		0	100.0
借 入 資 本 金	176,051,193		242,133,350		△ 66,082,157	72.7
剰 余 金	135,577,274		123,267,908		12,309,366	110.0
資 本 剰 余 金	11,527,127		11,527,127		0	100.0
受 贈 財 産 評 価 額	9,727,127		9,727,127		0	100.0
工 事 負 担 金	800,000		800,000		0	100.0
補 助 金	1,000,000		1,000,000		0	100.0
利 益 剰 余 金	124,050,147		111,740,781		12,309,366	111.0
減 債 積 立 金	53,500,000		53,000,000		500,000	100.9
利 益 積 立 金	58,000,000		48,000,000		10,000,000	120.8
建 設 改 良 積 立 金	0		0		0	
繰 越 利 益 剰 余 金	240,781		906,090		△ 665,309	26.6
当 年 度 純 損 益	12,309,366		9,834,691		2,474,675	125.2
資 本 合 計	2,112,778,467		2,166,551,258		△ 53,772,791	97.5
負 債 ・ 資 本 合 計	2,311,295,502		2,442,366,020		△ 131,070,518	94.6

(注) 1 金額は、仮受・仮払消費税及び地方消費税を除いた額である。

2 固定資産は、減価償却累計額を控除した金額で記載している。

熊本県教育委員会公告第 17 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年規則第 80 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
ア 教育用コンピュータ 318 セット
イ サーバ 8 セット
ウ その他周辺機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 7 月 26 日
- 4 落札者の名称及び所在地
九州電話運輸株式会社熊本支店
熊本県熊本市流通団地二丁目 16 番
- 5 落札金額（月額）
995,400 円（うち消費税及び地方消費税の額 47,400 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 18 年 6 月 16 日

熊本県警察本部告示第 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 借入物品及び数量
熊本県警察情報管理システム用端末装置 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 8 月 25 日（金）から平成 18 年 9 月 14 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

熊情管公告第 1761 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県警察本部長 樋口 眞人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県警察情報管理システム用端末装置 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成 19 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで
 - (4) 納入期限
平成 18 年 12 月 28 日 (木)
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号) による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル (取扱業種 OA 機器類) に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 4 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第一係 (熊本県警察本部庁舎 4 階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 18 年 8 月 25 日 (金) から平成 18 年 10 月 4 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
3 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 18 年 10 月 5 日 (木) 午後 2 時から
 - イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
 - (4) 入札書の提出方法
4 の (3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 18 年 10 月 4 日 (水) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 5 その他
 - (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月あたりの金額に借入期間月数 (60 月) を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
A set of Personal Computers for Kumamoto Prefectural Police (1set).
- (2) Deadline for supply of items:
December 28th, 2006
- (3) Date and place to submit bidding:
October 5th, 2006, 2:00p.m.
Kumamoto Prefectural Police
2th floor 201 conference Room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registered only):
October 4th, 2006, 5:00p.m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police

Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel.096-381-2048

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会公告第 2 号

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会

- 1 開催日時
平成 18 年 9 月 1 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題
こころの医療センターの県立病院としての使命及び役割について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室施設・指導班）
（電話 096-333-2236）

熊本県福祉有償運送運営協議会公告第 1 号

第 4 回熊本県福祉有償運送運営協議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県福祉有償運送運営協議会

- 1 開催日時
平成 18 年 9 月 1 日（金）
午前 11 時 00 分から午後 0 時 00 分
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
(1) 道路運送法の改正について
(2) 事業実績報告について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付のうえ、熊本県福祉有償運送運営協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本県福祉有償運送運営協議会事務局
（熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室まちづくり推進班）
（電話 096-333-2202）
（ファックス 096-387-5992）

熊本県選挙管理委員会告示第 29 号

平成 15 年 10 月 8 日熊本県選挙管理委員会告示第 46 号（政治団体の収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の収支報告書の要旨(変更1回目)

政治団体の名称 いえき正博後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

家城 正博

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市長

報告年月日 平成15/03/31

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 150,000円イ 本年收入額 150,000円(2) 支出総額 150,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄 附 150,000円(ア) 寄附(内訳別掲) 150,000円

a 個人からの寄附 100,000円

b 法人その他の団体からの寄附 50,000円

合 計 150,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金 額)

(住 所)

青山 定聖 100,000円 熊本市

小 計 100,000円

イ 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金 額)

(事務所の所在地)

年間5万円以下のもの 50,000円

小 計 50,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 150,000円(ア) 人 件 費 150,000円合 計 150,000円

* 下線が修正・追加部分

政治団体の収支報告書の要旨(変更2回目)

政治団体の名称 いえき正博後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

家城 正博

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市長

報告年月日 平成15/03/31

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 150,000円

イ 本年收入額 150,000円

(2) 支出総額 150,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄 附 150,000円

(ア) 寄附 (内訳別掲) 150,000円

a 個人からの寄附 150,000円

合 計 150,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

青山 定聖

(金額)

100,000円

(住 所)

熊本市

年間5万円以下のもの

50,000円

小 計

150,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 150,000円

(ア) 人 件 費 150,000円

合 計 150,000円

*下線が修正・追加部分

熊本県選挙管理委員会告示第 30 号

平成 17 年 12 月 9 日熊本県選挙管理委員会告示第 86 号（政治団体の収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。

平成 18 年 8 月 25 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 熊本県鍼灸マッサージ師連盟

報告年月日 平成17/03/01

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	<u>196,499円</u>
ア 前年繰越額	<u>56,799円</u>
イ 本年收入額	<u>139,700円</u>
(2) 支出総額	<u>162,746円</u>

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄 附	<u>139,700円</u>
(ア) 寄附 (内訳別掲)	<u>139,700円</u>
a 個人からの寄附	<u>139,700円</u>
合 計	<u>139,700円</u>

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

年間5万円以下のもの

小 計

(金額)	(住 所)
<u>139,700円</u>	
<u>139,700円</u>	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	20,000円
(ア) 人 件 費	20,000円
イ 政治活動費	<u>142,746円</u>
(ア) 組 織 活 動 費	<u>126,000円</u>
(イ) 選 挙 関 係 費	<u>16,746円</u>
合 計	<u>162,746円</u>

*下線が修正部分

天草地域保健医療推進協議会公告第 1 号

天草地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催します。
 なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成 18 年 8 月 25 日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 18 年 9 月 7 日（木）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県天草市今釜新町 3530
天草地域振興局会議棟 2 階大会議室
- 3 議題
(1) 保健福祉環境の概要について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県天草市今釜新町 3530
熊本県天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課）
（電話 0969-23-0172）

正 誤

平成 18 年 7 月 31 日熊本県告示第 790 号（道路の供用開始）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	33	主要地方道	一般県道